

「たたき台」への修文ご提案

オブザーバー 小林りん

民間オブザーバーとしてここまでの議論を伺ってきて、率直に持った感想は、検察の皆様と日弁連の皆様のご見解が、いくつかの課題につき真っ向から対立しており、毎回会議ではそれぞれのご主張を展開されるものの歩み寄りや相互理解の姿勢に欠けており、このままでは何も変わらないのではないかというものです。一人の国民として、このことを深く憂慮しております。

教育現場で日々、世界 80 か国から集う次を担う若い世代に対して「相互の立場に固執して違いに捉われるのではなく、双方が目指すより大きな共通の目標に目を向け、そこへ近づくための術を建設的に話し合うべき」だと話しています。この会議体で、私たち大人もまた、ぜひその観点から、どうすれば共に一歩を前へ踏み出すことができるのかを、真摯に議論していきたいと切に願います。

国際社会からの理解を得るという目標については、例えば取調べへの弁護士立ち合いについて、1) 現行の法制度上では特段これを妨げるものではないものの、事実上は恐らく一度

も実行されたことがないこと、2) これまでの議論では「もしも」実行した場合に想定されるデメリットが繰り返し主張されてきたが、想定されるメリットも比較的容易に想像できること、等に鑑みて、まずは試行した上でメリットデメリットの双方を改めて議論することが、上述の「一歩」に繋がるのではないかと感じました。

よって、試行がなされる場合の仔細な条件等については、法制審など専門家の皆様方での集まりにてご議論頂けるものと思いますが、ここでは一人の国民として、そして森元大臣のお言葉を借りるならば「身柄を拘束され、取調べを受け、又は犯罪の被害者となり得る我が国の刑事手続の当事者」の一人として、最低限以下の修文をお願いできればと存じます。

p.7 議論の結果、これまでの取組を検証しつつ、法務・検察において、個別事件を一つの契機として対外的な発信が必要となり得ることも念頭に、日頃から、例えば民間の知見を活用するなどして対応できる体制を構築するとともに、国内外を問わず我が国の刑事手続について理解が得られるようにするための積極的な対外発信を行うべきであるという方向性につ

いては委員等の中で意見の一致が得られた。 尚、国外から指摘が集中している取調べへの
弁護人立ち会いについては、現行の法制度下でも特段これを妨げるものではなく、担当捜査
官の裁量で弁護人立ち会いを認めることができることを確認した。